

奈良県と橿原市との新たなスポーツ拠点施設整備 についての協議に関する覚書

1 協議の場の設定

奈良県（以下「甲」という。）及び橿原市（以下「乙」という。）は、橿原公苑と橿原運動公園を一体と捉えた新たなスポーツ拠点の整備に関し、甲及び乙が協議を行う場を設定する。

2 協議事項

- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の奈良県開催に向けた主会場の整備であること
- ・ 中南和地域の活性化を目指す地域振興拠点の整備であること
- ・ 運動・スポーツの振興と健康増進を目指すスポーツ拠点の整備であること
- ・ 地域の防災拠点であること

3 協議の進め方

- 1) 甲は乙に対し、橿原公苑と橿原運動公園におけるスポーツ拠点施設整備の考え方を示す。
- 2) 乙は、上記に関する甲の考え方について検討した上で、乙の考え方を示す。
- 3) 甲及び乙は、双方の意見を尊重し、誠実に協議する。

以上のことにして合意の上、この覚書を締結するものとし、その証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

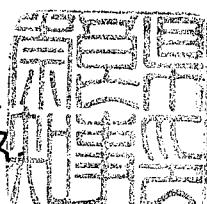
令和2年 8月 4日

甲 奈良県

奈良市登大路町30番地

奈良県知事

葛井ひろ子



乙 橿原市

橿原市八木町1丁目1-18

橿原市長

龜田 忠一

